

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	下水道計画課
委 託 業 務 名	大津市下水道維持管理システム保守業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	システムトラブル発生時の対応、クライアント機の不具合によるシステム環境の再インストール及び設定作業、バックアップデータの作成及び分散保管、クラウドサービス障害発生時の緊急対応、シェイプデータの登録及び維持管理情報の再登録、毎年の操作研修
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	3,747,700円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大津市におの浜二丁目1番48号（におの浜森田ビル3） [名 称] 大津市下水道維持管理システム構築業務 国際航業・管清工業共同体 代表者 国際航業(株) 滋賀営業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	大津市下水道維持管理システム構築業務国際航業・管清工業共同体 代表者 国際航業株式会社滋賀営業所については、大津市下水道維持管理システムの開発事業者であり、システム及びその仕様を正確に把握している。 当該業者以外の者が業務を行う場合には、当該システムの仕様を正確に把握した上で業務を開始することが求められる。しかしながら、当該システムの仕様を正確に把握できない場合、本業務範囲だけではなく、関連する業務に多大な影響を及ぼし、日常の維持管理業務に支障をきたす恐れがある。 以上のことから、当該業務の実施においては、当該システムの開発会社である当該事業者を選定する。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。